

| | |
|--------------------|--|
| | <p>(米田) こちらについても先日ご説明のとおり、借地借家法に基づく賃借人の権利の保障と地方自治法に基づく公有財産管理上の権限の均衡を図るため、第9条を新たに設け契約解除に伴う損失の補償について規定したが、納得いただけなかったということか。</p> <p>()氏) よく見ていなかった。第9条による補償があるということで了解した。最後に第8条による原状復旧の規定の内、原状復旧の定義だが、これには建物の解体は含まれるか。 これまでの経緯についてはお話ししてきたとおりだが、私は蘭越町木彫製作組合が所有していた建物を購入し、平成16年に蘭越町と土地の賃貸借契約を締結した時点では当然すでに建物はあった訳で、契約当初の原状に復するという意味では建物の解体まで含まれないという解釈もできると考えるが。</p> <p>(米田) さんの考えはわかりました。本町の見解についても整理して改めて示させてもらう。 いずれにしても今回のケースのように双方解釈の違いが生じないようにしっかり明記する等して対応したい。</p> <p>()氏) 了解。また連絡をお待ちしています。</p> |
| <p>対応結果又は今後の処理</p> | <p>平成15年8月13日発議「町有地賃貸契約（湯里木彫品製作組合建物）に係る新規契約について」外参照し、湯里木彫品製作組合から 氏へ建物の譲与が行われた経緯を以下のとおり整理。</p> <p>平成14年10月 湯里木彫品製作組合解散 平成15年7月 湯里木彫品製作組合解散届（ 氏→町長） 平成15年7月 契約解除申出書 氏→町長） ※ 氏に譲渡したい旨記載有 平成15年7月 譲渡書（ 氏・ 氏→町長） ※印鑑登録証明書添付有 平成15年8月 譲渡承認 ※以下の許可条件を付している (1) 建物の増改築等無断実施の禁止 (2) 氏との間におけるトラブル解決を証明することができる</p> |

書面の提出【未提出】

(3) 2名分の連帯保証書【未提出】

(4) 建物運営計画書の提出【類似書類有】

(5) 一切の譲渡の禁止、契約解除の場合建物解体する旨の確約書【未提出】

(6) 国定公園内許可について後志支庁との協議【認可状況不明】

※譲渡の承認にあたり、しりべし弁護士センター担当弁護士の意見を徴している（平成15年8月13日発議「町有地賃貸契約（湯里木彫品製作組合建物）に係る弁護士相談の報告について」。

平成16年4月1日 土地賃貸借契約締結（蘭越町⇄[REDACTED]氏）

一本町見解一

平成15年7月25日付譲渡書により建物本体その他一切の権利については、湯里木彫品製作組合から[REDACTED]氏へ譲渡されたものとみなす。

その際、譲渡承認の要件の一として一切の譲渡の禁止、又、契約を解除した場合は必ず建物を解体する旨の意思伝達を行っており、それを踏まえ譲渡承認した経緯があることから、当然に契約書における原状復旧とは建物の解体まで含むものと解する。

よって、現在示している契約書（案）の条項のとおり契約締結を執り進める。

